5　条例案に対する意見の提出

地方公務員法第５条第２項の規定により県議会において意見を求められた次の条例案について、慎重に審議し、次のとおり意見を提出した。

提出年月日	条例の名称	制定・改廃の概要	意見
1．9.24	知事等の給与の特例に関する条例	改正内容 １　概要 本県の厳しい財政状況を考慮し、部長級職員等の給料等を減額するもの。 ２　対象職員及び削減率 (1) 部長級職員 ア　給料月額　8.5% イ　地域手当　1.5%(給料月額の1.5%) ウ　管理職手当　10% エ　期末・勤勉手当　10% (2) 課長級職員（所属長に限る。） ア　給料月額　3.5% イ　地域手当　1.5%(給料月額の1.5%) ウ　管理職手当　５% エ　期末・勤勉手当　５% ３　削減期間 令和元年11月１日から令和６年３月31日	職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものですが、この措置は本県の厳しい財政状況に鑑みとられたものであり、やむを得ないものと考えます。
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	改正内容 １　概要 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和２年４月１日からの臨時・非常勤職員制度について所要の改正を行うもの。 ２　内容 地方公務員法上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化するもの。また、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備するもの。 ３　実施時期 令和２年４月１日	適当なものと考えます。

提出年月日	条例の名称	制定・改廃の概要	意見
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	改正内容 １　概要 国の特殊勤務手当の見直しに伴い、防疫等作業手当及び身辺警護等業務手当に対象業務等を追加するもの。 ２　内容 (1) 防疫等作業手当に係る改正 家畜伝染病が発生した際、防疫等作業に従事する職員に早期に手当支給をするため、当委員会に委任するもの。 (2) 身辺警護等業務手当に係る改正 皇室典範特例法の施行に伴い、「上皇」及び「上皇后」が制定されたため、身辺警護等業務手当が支給される警護対象者に、「上皇」及び「上皇后」を追加する。 ３　実施時期 公布日（令和元年10月18日）	適当なものと考えます。
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	改正内容 １　概要 成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの。 ２　内容 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人等を一律に排除する規定（欠格条項）を削除するもの。 ３　実施時期 令和元年12月14日（法律により定められた施行日）	適当なものと考えます。
2. 2.17	知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例	改正内容 １　概要 地方自治法等の一部を改正する法律により、条例において、地方公共団体の長や職員等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を	適当なものと考えます。

提出年月日	条例の名称	制定・改廃の概要	意見
		定めることができることとされたことから、必要な事項を定めるもの。 ２　内容 地方自治法施行令に定める額を限度額とし、賠償責任額から当該額を控除して得た額を免責するもの。 ３　実施時期 令和２年４月１日	
	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	改正内容 １　概要 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、条例に特別の定めがある場合を除き、県職員としての職を失うことになる。本県の条例では、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故について、一定の条件のもとに県職員としての職を失わないものとすることができる例外規定を設けているが、交通事故に限らず、職務に関する様々な事故において職員個人の過失責任が問われる可能性が増加していることから、交通事故以外の職務遂行中の過失による事故についても対象にできるよう失職の例外規定を改めるもの。 ２　実施時期 令和２年４月１日	適当なものと考えます。
	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	改正内容 １　概要 派遣先団体に「社会福祉法人愛宕福祉会」及び「地方税共同機構」を加えるもの。 ２　実施時期 令和２年４月１日	適当なものと考えます。
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	改正内容 １　内容 (1) 平成31年４月の民間給与との比較による給料表の改定 給料月額について、初任給を含む若年層に重点を置いた引上げ改定を行う。 (2) 号給の増設 行政職給料表４級及び公安職給料表５	適当なものと考えます。

提出年月日	条例の名称	制 定 ・ 改 廃 の 概 要	意 見
		級について、号給の増設を行う。 ２　実施時期 (1) 平成31年４月の民間給与との比較による給料表の改定 平成31年４月１日 (2) 号給の増設 令和２年４月１日	
	知事等の給与の特例に関する条例の一部改正	改正内容 １　概要 本県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与の臨時的削減に加え、その他の一般職の職員について給与の臨時的削減を実施するもの。 ２　対象職員及び削減率 (1) 課長級職員（所属長を除く。） ア　給料月額　3.5％ イ　地域手当　1.5％(給料月額の1.5％) ウ　管理職手当　５％ エ　期末・勤勉手当　５％ (2) 一般職員 ア　行政職給料表３級以上及びこれに相当する職員 (ｱ) 給料月額　１％（令和５年４月１日から令和６年３月31日の間は、0.5％） (ｲ) 地域手当　1.5％（給料月額の1.5％） (ｳ) 期末・勤勉手当　３％ イ　行政職給料表２級以下及びこれに相当する職員 (ｱ) 地域手当　1.5％（給料月額の1.5％） (ｲ) 期末・勤勉手当　３％ ３　削減期間 令和２年４月１日から令和６年３月31日	職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものですが、この措置は本県の厳しい財政状況に鑑み、職員団体とも十分協議の上、とられたものと理解されますので、やむを得ないものと考えます。